

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、同月○日以降基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）を離職し、平成○年○月○日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。その際、請求人は、離職理由について「一身上の都合による離職」ではない旨不服を申し立てた。
- 2 安定所長は、これに対し、会社を管轄するC公共職業安定所長に確認の上、離職理由を変更しない旨請求人に説明した。
- 3 本件は、平成○年○月○日、安定所長が請求人に対して同月○日以降基本手当を支給しない処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が特定受給資格者に該当すると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたが、審査請求をした日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がなかったことから、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第69条第2項の規定に基づき、審査官が棄却したものとして、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は会社都合の退職であるため、特定受給資格者に該当する旨主張するので、以下検討する。

(2) 特定受給資格者に該当する者の範囲については、法第23条第2項、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第35条等に規定されている。

請求人の主張に照らせば、本件で検討すべき点は、請求人につき、「事業主又は当該事業主に雇用される労働者から就業環境が著しく害されるような言動を受けたこと（則第36条第8号）」に該当する事由があるか否か、すなわち請求人が特定受給資格者に該当するか否かである。

そして、行政実務上、上司、同僚等の排斥又は著しい冷遇もしくは嫌がらせに故意がある場合には、同号に該当するものとされている。

(3) この点、請求人は、平成○年○月から平成○年○月にかけて、Dによって業務を終える約○分前にタイムカードを計○回打刻されたことについて、会社が事実確認はできなかった旨回答したことが、故意の排斥、著しい冷遇又は嫌がらせに当たる旨主張する。

しかしながら、請求人が主張するタイムカード打刻に関する出来事は、請求人の主張によっても離職の○年○か月以上前の出来事である上、これを裏付けるに足りる客観的証拠がなく、事実関係が明らかでないといわざるを得ない。そして、仮に業務を終える約○分前にDが請求人のタイムカードを計○回打刻したことが事実であったとしても、その事実は、請求人の業務に重大な悪影響や被害をもたらしたとまではいえず、○年○か月以上経過した後に離職を決意させるほどの理由となったものとは解されない。

また、タイムカード打刻に関する会社の回答が、その後請求人が自ら確認した事実とは異なる結果であったとしても、会社が事実関係を故意に隠蔽したとの事情も認められず、その事実をもって会社が請求人に故意に排斥、著しい冷遇又は嫌がらせをしたと解することはできないことから、請求人の主張を採用することができない。

- (4) また、請求人は、入社以来洗浄業務以外の業務に従事できなかったことが故意の排斥、著しい冷遇又は嫌がらせに当たる旨主張する。

しかしながら、労働者が入社後に希望する業務に従事できるか否かは、一般的に会社の業務内容、人員配置及び労働者の適正等により決められることに照らせば、請求人が希望する業務に従事できなかったという事実のみをもって請求人に対する故意の排斥、著しい冷遇、嫌がらせがあったとはいえないので、請求人の主張を採用することはできない。

- (5) したがって、請求人が故意の排斥、著しい冷遇又は嫌がらせを受けたと認められる事実はないことから、請求人は特定受給資格者には当たらないものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。